

お知らせ

記者発表資料

令和6年11月19日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、契約違反を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

有限会社中本産業 鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷450-1

2. 指名停止措置期間

令和6年11月19日 ～ 令和6年12月18日 (1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

有限会社中本産業は、令和2年度に受注した倉吉河川国道事務所発注の「倉吉管内植樹管理作業」において、令和2年9月28日に、植樹帯のカイヅカイブキに絡まったカズラの除去作業を六尺脚立（高さ約1.8m）に乗り行っていた作業員がバランスを崩し、脚立高さ1.5mの所から飛び降りた際、右足を負傷した工事関係者事故が発生したにもかかわらず、土木工事共通仕様書に定める発注者への報告を行わなかった。

なお、本件工事関係者事故については、労働者死傷病報告を倉吉労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかったとして労働安全衛生法違反により、令和6年7月11日、罰金刑の略式命令がなされ、同月27日にその刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められることから、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」という。）別表第1第4号（契約違反）に該当するため指名停止措置を講ずるものとする。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第4号>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上4ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長

いなき たかし  
稲崎 孝始（内線2511）

◎総務部 契約課 課長補佐

ひろた たかひさ  
廣田 貴久（内線2514）